

# 第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」

## 進 行 管 理

平成20年7月24日（木）：福島県社会福祉審議会

## うつくしま福祉プラン21 進行管理の考え方

### 1 基本的な考え方

- (1) プランの進行管理は基本的に指標の推移を点検・把握し、目標の達成度を確認する。
- (2) 事業の性質上、指標の数値化が困難な場合には、事業の進捗状況、具体的な事業実施効果により成果を点検する。

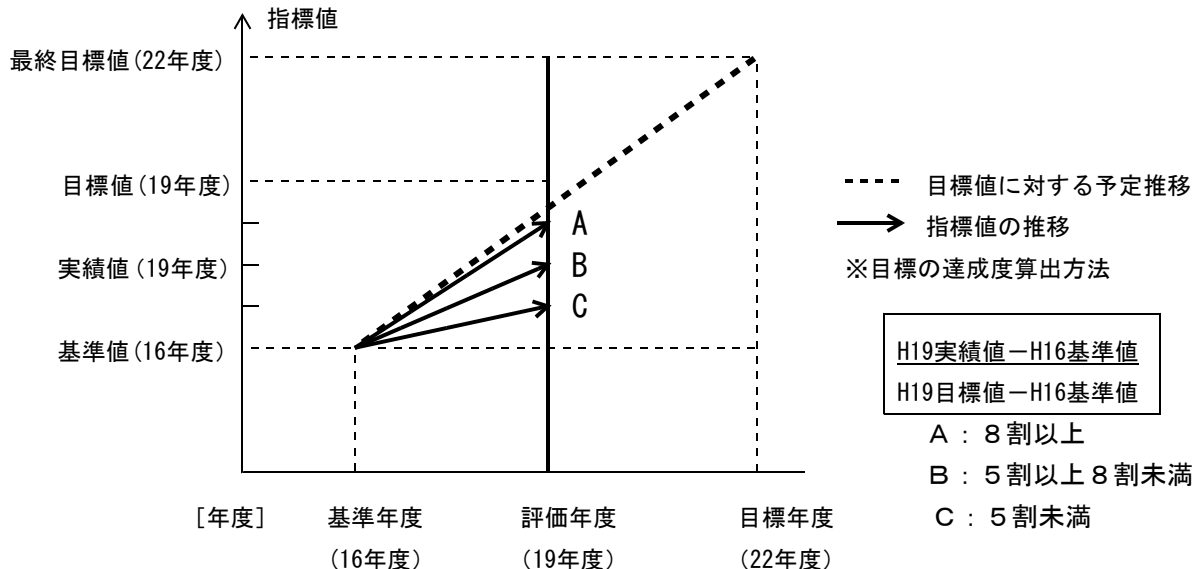
### 2 平成19年度目標値に対する達成度の判断基準

「うつくしま福祉プラン21」に示す「計画進行管理指標」の平成19年度実績値が、平成16年度実績値（中間年次見直し時の現状値）を基準値として平成19年度目標値に対してどれだけ達成できたかを判断することとする。

なお、平成19年度実績値が未確定の指標については、平成18年度以前の最新値を実績値として、当該年度の目標値に対する達成度を判断することとする。

- A 平成19年度における計画進行管理の目標達成度が8割以上の場合。
  - B 平成19年度における計画進行管理の目標達成度が5割以上8割未満の場合。
  - C 平成19年度における計画進行管理の目標達成度が5割未満の場合。

#### 《目標の達成状況のイメージ》



### 3 平成19年度目標値の算出方法

#### (1) 単年度の目標値を設定している場合

福島県新長期総合計画や部門別計画等により単年度の目標値を設定している場合、または算出方法を設定している場合には、その数値を平成19年度目標値とする。

#### (2) 単年度の目標値を設定していない場合

単年度の目標値やその算出方法を設定していない場合には、平成22年度の目標値から平成16年度実績値（中間年次見直し時の現状値）を減じ、平成17～22年度の6年次で除した数値に平成17～19年度の3を掛け、平成16年度実績値を加算した値を平成19年度目標値とする。

$$((H22\text{年目標値} - H16\text{実績値}) / 6) \times 3 + H16\text{実績値}$$

※目標値の設定年度が異なる指標についても、上記に準じて算出する。

平成19年度「うつくしま福祉プラン21」進行管理結果概要

章	指標数合計	目標の達成度を表記した指標			モニタリング 指標※1	その他の 指標※2	
		A	B	C			
1	誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進	28	18	1	8	1	0
2	社会全体での子育て・子育ての支援	19	9	3	5	2	0
3	高齢者が心豊かに暮らせる福祉社会の推進	7	1	0	3	1	2
4	障がい者が自立し社会参加できる福祉社会の推進	7	5	2	0	0	0
5	県民本位の保健・医療・福祉サービスの連携の推進	6	0	3	3	0	0
合 計		67 (100%)	33 (49.3%)	9 (13.4%)	19 (28.3%)	4 (6.0%)	2 (3.0%)

※1 目標値の設定が困難又は適当ではないが、県民の社会生活状況や施策の状況を表す数値として毎年その状況を把握し公表することが適当なもの。

※2 指標の数値にかかる調査が中止されたことにより、実績値の把握ができなくなったもの。

【第1章 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進】

節	主要事業名	平成19年度の事業実績	指標名	基準値	実績値	目標値	目標の達成度	目標達成度がCの場合の主な理由等	最終目標値 平成22年度	最終目標達成に向けた今後の取組み等
				平成16年度	平成19年度	平成19年度				
第1節 ともに支え合い安心して暮らせる地域福祉の推進	市町村地域福祉計画策定アドバイザー派遣事業	市町村地域福祉計画策定アドバイザー派遣事業により、計画策定を進めるにあたって具体的な助言を必要とする市町村に派遣するアドバイザーを設置し、計画策定を支援した。 ・アドバイザー: 2名 ・アドバイザー派遣回数: 0回	地域福祉計画策定率	1.2%	18.3%	20.0%	A		55%	市町村での地域福祉計画策定の取り組みの増加に伴い、助言等により、策定の支援を行っていく。
	市町村ボランティアセンター活動事業	事業廃止 ※県からボランティアセンター設置市町村に対する補助を予定していたが、国庫補助金交付要綱改正により国から市町村へ直接補助されることとなったため。 国1/3・県1/3・市町村1/3 →国1/2・市町村1/2  ・平成19年度新規設置市町村 浅川町、埴町	市町村ボランティアセンター設置率	55か所 (64.7%)	51か所/ 60市町村 (85.0%)	52 (85.0%)	A		61か所 (100%)	財政面での支援は行えなくなったが、未設置の市町村に対して、会議等においてボランティアセンター整備の重要性について周知等を行い、ボランティア活動の促進に向けた環境づくりを推進する。
	県ボランティアセンター事業(福祉教育推進事業)	県ボランティアセンター事業の福祉教育推進事業において、児童・生徒の福祉活動に対する理解と関心を高めるため福祉教育協力校指定を行い、身近なボランティア活動への取組みを促進した。  ・平成19年度指定校 継続: 93校	福祉協力校の指定累計(指定済率)	521校 (56.8%)	611校/ 911校 (67.1%)	719校 (78.4%)	C	福祉協力校指定の有無に関わらず、県内の学校の9割が自主的に福祉教育を実施している。	917校 (100%)	各学校が実施している福祉教育をより充実させるため、教育プログラム・情報等の提供及び相談による支援を、継続して実施する。
	DV防止総合対策事業	女性のための相談支援センターにおいて夜間・休日の電話相談を実施し各種相談に応じるとともに、女性相談支援専門員(福祉・法律・医療分野 各1名に委嘱)の設置や女性相談員に対するDV対応等相談機能向上のための研修会の実施により相談体制の強化を図った。	配偶者暴力相談支援センターで受け付けた相談件数(モニタリング指標)	16年度 実績 1,195件	18年度 実績 1,415件	19年度 実績 1,606件	実績値の経過等  平成14年4月のDV防止法施行後、DVに関する社会的関心は高いため、今後も高水準で推移していくことが予想される。		関連事業における今後の取組み  今後とも、DVをはじめとした問題を有する女性が、相談しやすいような相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携して女性保護事業を積極的に展開する。	
		配偶者暴力相談支援センター設置数(累計)	8施設	8施設	10施設	C	支援センターを設置しても財政面等のメリットがないため。	13施設		

【第1章 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進】

節	主要事業名	平成19年度の事業実績	指標名	基準値	実績値	目標値	目標の達成度	目標達成度がCの場合の主な理由等	最終目標値	最終目標達成に向けた今後の取組み等
				平成16年度	平成19年度	平成19年度			平成22年度	
第2節 安心して利用できる福祉サービスの利用環境の整備促進	地域福祉権利擁護事業	判断能力の十分でない高齢者や障がい者等が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援を行う地域福祉権利擁護事業を促進した。  ・相談件数:4,958件 ・契約件数:49件 ・実利用件数:143件(3月末現在)	生活支援員の数	166人	161人	185人	C	実利用件数の伸びが小さかったため、利用者を支援する生活指導員の数も4名程度にとどまった。	245人	事業の相談件数が増加傾向にあり、今後、契約件数も増加することが見込まれるため、生活支援員を増加させていく必要がある。 また、引き続き事業の普及を図るとともに、成年後見制度との連携を図る。
	社会福祉法人指導監査	社会福祉法人指導監査等により、第三者委員の設置を推進した。	社会福祉法人における苦情解決体制の整備率	98.1%	100%	100%	A		100%	引き続き、社会福祉法人指導監査等により、苦情解決体制が維持されるよう指導していく。
			社会福祉法人における第三者委員の設置率	97.1%	100%	100%	A		100%	
第3節 地域福祉を支える民間福祉団体などへの支援と連携	市町村社協等指導・支援事業	平成18年度で事業廃止 ※住民参加の地域福祉活動を促進する中核的団体である市町村社会福祉協議会の活動を支援するため、福島県社会福祉協議会が、個別巡回、研修会等により地域福祉活動計画の策定について指導・助言を行った。	地域福祉活動計画の策定率	8.2%	8.3%	20.0%	C	計画策定の必要性は理解されているが、市町村社協における策定基盤が脆弱なため。	55%	財政面での支援は行えなくなったが、県社会福祉協議会が行う市町村社会福祉協議会への地域福祉活動計画策定支援の充実を図り、市町村社協において、住民・関係団体等との相互協力による地域福祉活動が計画的な実施を推進する。
	市町村ボランティアセンター活動事業	平成18年度で事業廃止 ※県からボランティアセンター設置市町村に対する補助を予定していたが、国庫補助金交付要綱改正により国から市町村へ直接補助されることとなったため。 国1/3・県1/3・市町村1/3 →国1/2・市町村1/2  ・平成19年度新規設置市町村 浅川町、塙町	人口千人当たりのボランティア団体数	0.86団体	0.85団体	0.93団体	C	新規登録団体数は前年に比べ増加したものの、一方で休止・解散する団体があるため。	1.0団体	財政面での支援は行えなくなったが、未設置の市町村に対して、会議等においてボランティアセンター整備の重要性について周知等を行い、ボランティア活動の促進に向けた環境づくりを推進する。

【第1章 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進】

節	主要事業名	平成19年度の事業実績	指標名	基準値	実績値	目標値	目標の達成度	目標達成度がCの場合の主な理由等	最終目標値	最終目標達成に向けた今後の取組み等
				平成16年度	平成19年度	平成19年度			平成22年度	
第4節 誰もが暮らしやすい福祉環境の整備促進	シルバーハウジング・プロジェクト事業	市町村営住宅におけるシルバーハウジング・プロジェクトに対する取組みの相談対応、技術的な助言を行った。	シルバーハウジングプロジェクトに基づく、高齢者等に配慮した住宅の供給戸数	136戸	156戸	156戸	A		156戸	シルバーハウジング・プロジェクトは、バリアフリー化された公営住宅に併せ、有線により建物に付随した緊急通報システムや生活援助員による安否確認等)が付加される事業である。 近年では、電話回線と携帯ペンダント等を活用した建物に付随しない緊急通報システムや、民間の定期的な巡回による福祉サービス等も供給できるなど、民間でシルバーハウジングと同等の物が整備できる状況にある。 そのため、市町村では平成18年度以降シルバーハウジングによる住戸の供給実績はないが、今後も引き続き、市町村から取組みの相談業務に取り組んでいきたい。
	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	高齢者が自宅における転倒等により要介護(要支援)状態とならないよう住宅改修への助成等を行う市町村に対し、補助金を交付した。 ・補助対象市町村数 38市町村 ・住宅改修件数 376件	在宅介護対応住宅改修件数	22,989件	38,627件	38,624件	A		20年度 52,000件	住環境の改善により高齢者が要介護状態等に陥ることを予防し、自立した在宅生活の継続を図るため、引き続き事業を実施する。
	子どもと高齢者の交通安全教育促進事業	1 幼児の交通安全教育事業 保育所、幼稚園等の県内120箇所で開催した。(参加者:12,883人) 2 世代間交流による子どもと高齢者の交通安全教育事業 県内25箇所(うち3箇所は自動車教習所)で開催した。 (参加者:2,733人)	交通事故死亡者数	16年 162人	19年 121人	19年 130人以下	A		110人以下	平成18年に策定した第8次福島県交通安全計画に基づき、交通安全思想の徹底など、各般の施策に積極的に取り組むとともに、特に高齢者の交通事故防止に向け、各種の広報活動や、参加体験型の交通安全教育等に取り組む。
	やさしいまちづくり支援事業	公益的施設のバリアフリー整備に対してやさしいまちづくり推進事業補助金及びやさしいまちづくり推進資金により補助及び融資を行った。 ・やさしいまちづくり推進資金:0件 累計:46件 ・やさしいまちづくり推進事業補助金:9件 累計:55件 ・やさしさマーク交付事業:14件 累計:364件	「人にやさしいまちづくり条例」に基づき整備された公益的施設数	3,666件	4,886件	4,833件	A		6,000件	引き続き、条例の周知を図るとともに、やさしいまちづくり推進資金により、公益的施設のバリアフリー化を推進する。

【第1章 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進】

節	主要事業名	平成19年度の事業実績	指標名	基準値	実績値	目標値	目標の達成度	目標達成度がCの場合の主な理由等	最終目標値	最終目標達成に向けた今後の取組み等
				平成16年度	平成19年度	平成19年度			平成22年度	
第4節 誰もが暮らしやすい福祉環境の整備促進	共生のまち推進事業	高齢者や障がい者に配慮した従来のバリアフリーの施策をより一層推進するため、「人にやさしいまちづくり条例」の対象となる既存県有施設を、すべての人に安全で快適な施設となるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき整備している。 平成19年度は、警察署5施設の整備を行った。	やさしさマークを取得した既存の県有建築物数	37棟	49棟	52棟	A		66棟	県民等が県有建築物を安全で快適に利用できるようユニバーサルデザインの考え方により、効率的な整備を進める、早期事業効果(「やさしさマークの取得」)の発現が得られるよう計画的に事業を進める。 平成20年度は、会津若松合同庁舎、相馬警察署の2施設を整備する。その他、警察署3施設の実施設設計を行う。
	やさしい道づくり推進事業	公共施設・福祉施設・駅など、人の多く集まる場所の周辺を中心に、歩道の拡幅、透水性歩道の整備、段差の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、休憩所の設置などを、既存施設の有効利用などのコスト縮減に努めながら実施した。 【H19年度事業実施箇所】 (主)原町川俣線 南相馬市原町区東町地内 外26箇所	すべての人が安心して通れるよう配慮して整備した歩道の延長(累計)	377.5Km	455.9Km	500Km	B		680Km	引き続き、公共施設・福祉施設・駅など、人の多く集まる場所の周辺を中心に、歩道の拡幅、透水性歩道の整備、段差の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、休憩所の設置などを、既存施設の有効利用などのコスト縮減に努めながら実施する。 【H20年度事業実施予定箇所】 (主)福島飯坂線 福島市飯坂町平野地内外30箇所
第5節 県民の多様なニーズに応えた福祉施設の整備促進	社会福祉施設整備事業	平成19年度に下記のとおり整備に要する経費の補助を行った。  ・介護老人保健施設 2か所 ・特別養護老人ホーム 9か所 ・養護老人ホーム 1か所 ・ケアハウス 1か所	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)定員数	6,925人	8,249人	8,249人	A		20年度 8,659人	平成20年度は下記のとおり整備に要する経費の補助を行う。  ・介護老人保健施設 1か所 ・特別養護老人ホーム 7か所 ・養護老人ホーム 1か所 ・ケアハウス 1か所
			介護老人保健施設(老人保健施設)定員数	6,035人	6,635人	6,735人	A		20年度 7,185人	※ 介護療養型医療施設から介護老人保健施設やケアハウス等への転換を支援するために、適宜医療機関に対し情報提供を行い、施設整備について助言を行っていく。
			介護療養型医療施設定員数	1,033人	904人	1,119人	C	介護療養型医療施設は、平成23年度末までに廃止されることから、今後は、廃止時期までに介護老人保健施設又は居住系サービス施設等への転換を進めていくことになる。	20年度 1,148人	
			養護老人ホーム定員数	1,210人	1,210人	1,210人	A		20年度 1,210人	
			ケアハウス定員数	974人	1,074人	1,074人	A		20年度 1,104人	

【第1章 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進】

節	主要事業名	平成19年度の事業実績	指標名	基準値	実績値	目標値	目標の達成度	目標達成度がCの場合の主な理由等	最終目標値	最終目標達成に向けた今後の取組み等
				平成16年度	平成19年度	平成19年度			平成22年度	
第5節 県民の多様なニーズに応えた福祉施設の整備促進			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	53人	107人	C	平成19年度中に開所を予定していた施設の開所時期が平成20年度に延期となったため。	20年度 195人	
			ショートステイ専用床	1,518人	1,994人	1,863人	A		20年度 1,978人	
			認知症高齢者グループホーム	105ユニット	234ユニット	215ユニット	A		20年度 252ユニット	
	身体障害者療護施設整備事業		身体障害者療護施設定員数	355人	407人	389人	A		20年度 425人	南会津圏域が未設置であり、地域の情勢を見極めながら整備を進める。
	知的障害者更生施設(通所)整備事業等	国県施設整備補助事業により、平成18年度から2か年連続で「鮫川たんぼの家」(定員25名(うち、自立訓練(生活訓練)9名))を整備。また、障害者自立支援対策臨時特例基金事業による施設改修により自立訓練(生活訓練)事業所への移行を進めた。	知的障害者更生施設(通所)定員数	283人	429人	430人	A		578人	障害者自立支援法による三障がい施設一元化の中で、「自立訓練(生活訓練)」のサービス提供施設として国県補助制度及び障害者自立支援対策臨時特例基金事業等により整備を進める。
	精神障害者生活訓練施設整備	障害者自立支援法の施行に伴い、身体障がい者、知的障がい者と共に三障がい施設が一元化され、精神障がい者社会復帰施設としての整備は行わなかった。	精神障害者生活訓練施設定員数	60人	60人	60人	C	障害者自立支援法の施行に伴い、施設サービス体系が変わったため、「精神障害者社会復帰施設」としての新たな整備はなくなり、既存施設が経過的に存在するのみである。	220人	
	次世代育成支援対策施設整備交付金	平成17年度から保育所の整備に関する財源は、民間保育所整備については交付金化、また、公立保育所整備については一般財源化され、県の財政負担はなくなっている。市町村は地域の保育需要を踏まえて作成した行動計画に基づき、主体的に整備事業を実施することとなり、県としては技術的な助言等により支援を行った。	保育所整備等による保育所入所定員数	24,627人	25,902人	25,651人	A		27,700人	県としては、保育所整備に関する説明会の開催等、引き続き技術的な助言等により市町村を支援する。

【第2章 社会全体での子育て・子育ての支援】

節	主要事業名	平成19年度の事業実績	指標名	基準値	実績値	目標値	目標の達成度	目標達成度がCの場合の主な理由等	最終目標値	最終目標達成に向けた今後の取組み等
				平成16年度	平成19年度	平成19年度			平成22年度	
	福島県周産期医療システム整備事業	<p>1 周産期医療提供体制の整備 「周産期医療システム」の整備充実を図るため、総合周産期母子医療センター(1か所)、地域周産期母子医療センター(3か所)、周産期医療協力施設(3か所)へ運営経費の一部を補助した。</p> <p>2 周産期医療協議会等の開催 周産期医療の円滑な運用を図るよう、有識者からなる周産期医療協議会等を開催した。</p> <p>・周産期医療対策協議会の開催 協議会:1回、専門部会:2回</p>	周産期死亡率 (出産千対)	16年  5.6	19年  4.5	19年  4.7 以下	A		22年  4.5 以下	総合的な周産期医療体制の整備充実を図るため、引き続き、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等へ運営経費の一部を補助するとともに、周産期医療システムの確立に必要な調査研究、周産期医療従事者に対する研修事業等を行う。
	乳幼児医療費助成事業	<p>乳幼児の疾病の早期発見・早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、もって子どもを安心して産み育てる環境づくりの一助とするため、市町村が実施した乳幼児医療費助成に対し、補助金を交付した。</p> <p>・交付額 1,384,421千円 ・助成対象件数 2,070,723件</p>	乳児死亡率 (出生千対)	16年  2.9	19年  2.6 (概数)	2.4 以下	B		22年  2.2 以下	<p>左記の事業を継続することで、乳幼児の疾病の早期発見・早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図る。</p> <p>なお、平成20年度から健康保険法の改正により就学前乳幼児の自己負担額が2割に軽減されたことに伴い、経済的負担軽減の一層の効果が見込まれる。</p>
	特定不妊治療費助成事業	<p>特定不妊治療については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重ことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方が少なくないことから、治療費の一部を助成することで、その経済的負担の軽減を図ることを目的に実施した。</p> <p>・助成件数 実344件、延497件</p>	特定不妊治療費助成件数	196件	497件	270件	A		338件	<p>平成19年度から国の要綱改正により、1年度の助成金額の増や所得制限の緩和等、助成内容の拡大があり、県においても同様に助成内容を拡大したことで、不妊治療を受ける方の経済的負担を軽減してきた。</p> <p>本事業を継続することで、特定不妊治療を受けようとする夫婦の経済的負担の軽減を図る。</p>
	次世代育成対策交付金	<p>子どもの養育に関して支援が必要な家庭に対して、育児、家事の縁者や育児支援に対する技術的な指導を行うことで、当該家庭において安定した子どもの養育が可能となることを目的に市町村において実施している。</p> <p>・実施市町村14市町村(60市町村中)</p>	育児支援家庭訪問事業実施市町村率	0.0%	23.3%	11.0%	A		15.0%	目標を達成したが、さらに市町村において左記事業への取組が進むよう、担当者研修会等で事業の周知および取り組み事例の紹介等の情報提供を行う。

【第2章 社会全体での子育て・子育ての支援】

節	主要事業名	平成19年度の事業実績	指標名	基準値	実績値	目標値	目標の達成度	目標達成度がCの場合の主な理由等	最終目標値	最終目標達成に向けた今後の取組み等
				平成16年度	平成19年度	平成19年度			平成22年度	
	地域子育て支援センター事業	<p>1 保育対策等促進事業 (地域子育て支援センター事業) 地域の子育て家庭に対する相談指導や、子育てサークル等への支援などを行う保育所等に対して補助を行った。 ・補助先 18市町村 49か所 (中核市を除く)</p> <p>2 すくすく保育支援事業 (地域子育て支援センター充実事業) 地域子育て支援センターのしおりを活用して事業周知に努めるとともに、保育士の配置等で国庫補助の対象とならない支援センターに対して、県単独補助事業により設置を促進した。 ・補助先 1町 2か所</p>	地域子育て支援センター整備数(累計)	45か所	58か所	81.6か所	C	増加傾向にはあるが、市町村の財政状況の厳しさなどから当初の想定のように実施施設数が伸びなかったため。	21年度  100か所	<p>子育て家庭に対する相談指導や、親子が交流する事業などを実施することにより、地域の子育て家庭への支援を行う保育所等に対して補助を行う。</p> <p>1 保育対策等促進事業 (地域子育て支援センター事業) 育児不安への相談指導や、親子が交流する事業などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う子育ての拠点施設に対して補助を行う。 ・補助先 (ひろば型:6市町 6か所) センター型:19市町村 54か所 (児童館型:0か所)</p> <p>2 すくすく保育支援事業 (地域子育て支援センター充実事業) 引き続き事業の周知に努めるとともに、保育士の配置等で国庫補助の対象とならない支援センターに対して、県単独補助事業により設置を促進する。 ・補助先 1町 2か所</p>
	一時保育促進事業	<p>1 一時保育促進事業 緊急・一時的に保育が必要となる児童を受け入れる保育所に対して補助を行った。 ・補助先 18市町村 61保育所(中核市を除く)</p> <p>2 特定保育事業 就労等により一定程度の保育サービスが必要となる児童を受け入れる保育所に対して補助を行った。 ・補助先 5市町 9保育所(中核市を除く)</p>	一時保育実施施設率(全保育所に占める一時保育を実施する保育所の割合)	19.9%	25.7%	39.4%	C	増加傾向にはあるが、市町村の財政状況の厳しさなどから当初の想定のように実施施設数が伸びなかったため。	21年度  50%	<p>1 一時保育促進事業 緊急・一時的に保育が必要となる児童を受け入れる保育所に対して補助を行う。 ・補助先 22市町村 73保育所</p> <p>2 特定保育事業 就労等により一定程度の保育サービスが必要となる児童を受け入れる保育所に対して補助を行う。 ・補助先 6市町 13保育所</p>
	延長保育促進事業	平成17年度から公立保育所の基本分が一般財源化、公立保育所の加算分と私立保育所分が交付金化され、平成18年度からは公立保育所の加算分も一般財源化された。県として予算上の関与はないが、市町村に対しては引き続き技術的な助言を行った。	延長保育実施施設率(全保育所に占める延長保育を実施する保育所の割合)	51.5%	61.0%	62.3%	A		70%	県として予算上の関与はないが、市町村に対して引き続き技術的助言を行っていく。
	乳児保育促進事業	すくすく保育支援事業(乳児保育環境改善事業) 乳児保育の環境改善を行う保育所に対して補助を行った。 ・補助先 1市 2保育所	乳児保育実施施設率(全保育所に占める乳児保育を実施する保育所の割合)	72.1%	69.5%	84.0%	C	実施保育所数は増加傾向にあるが、県内の保育所の設置数も増加しているため、施設率は若干の減にあるのは、市町村の財政状況の厳しさなどから当初の想定のように実施施設数が伸びなかったため。	93.8%	今年度は、県として予算上の関与はないが、市町村に対して引き続き情報提供や技術的助言を行っていく。

【第2章 社会全体での子育て・子育ての支援】

節	主要事業名	平成19年度の事業実績	指標名	基準値	実績値	目標値	目標の達成度	目標達成度がCの場合の主な理由等	最終目標値	最終目標達成に向けた今後の取組み等
				平成16年度	平成19年度	平成19年度			平成22年度	
	市町村男女共同参画支援事業	希望する市町村に対し、男女共同参画に関する有識者及び県職員を派遣し、計画の策定作業を支援した。また、県内3方部で、県と市町村の職員及び地域で男女共同参画に取り組んでいる方が男女共同参画推進の課題などについて意見交換を行う方部別研修会を開催した。	市町村の男女共同参画基本計画策定率	22.2%	38.3%	46.0%	B		70%	引き続き、男女共同参画に関する有識者等の派遣事業により、計画の策定作業を支援する。また、市町村職員を対象とした方部別研修会に、各地域で男女共同参画に取り組んでいる団体の出席を求め、市町村職員との意見交換を行うことで、男女共同参画を進めるための機運の醸成をより一層進める。
	次世代育成・少子化対策推進事業	下記のとおり実施した。 ・次世代育成支援企業認証制度による企業認証 ・研修会の実施	育児休業取得率(女性)	65.3%	82.6%	74%	A		80%	引き続き、男性も含めた育児休業が取得しやすい職場環境づくりに向けた取組みを促進していく。
	労働者支援融資事業	育児・介護休業者等生活資金の融資を実施した。	育児休業取得率(男性)	0.2%	0.7%	5.0%	C	①子育て期の男性労働者の長時間労働に象徴される労働環境 ②企業の理解不足や男性労働者の意識改革の遅れ ③個々の家庭の子育て環境の状況や家計状況等などが要因として考えられる。	10%	
	多様な働き方推進事業	多様な働き方導入セミナーを開催し、子育てと仕事の両立が図りやすい短時間勤務などの導入について啓発を行った。	育児短時間勤務制度等を規定している企業の割合	61.8%	73.1%	84.0%	B		100%	育児休業の規定率(91.3%)と比べると育児短時間勤務制度等の規定率は低くなっているため、法令・制度の普及・啓発にさらに取り組んでいく。
	働く男性の育児参加支援事業	男性労働者が育児休業を取得した場合に、「パパも育休等奨励金」を企業に支給した。 2企業 各20万円	児童館等年間利用回数	1.85回	2.22回	1.97回	A		21年度 2.10回	引き続き、児童福祉法に基づいて設置された公立民営又は民立民営の児童厚生施設の運営費を助成し、児童健全育成活動の推進を図る。 ・補助予定施設数 28か所
	民間児童厚生施設活動事業	児童福祉法に基づいて設置された公立民営又は民立民営の児童厚生施設の運営費を助成し、児童健全育成活動の推進を図った。 ・補助施設数 19か所	放課後児童クラブ設置率	43.1%	57.8%	51.5%	A		21年度 60.0%	引き続き、放課後児童クラブを設置(委託・補助を含む)する市町村に対し、クラブ運営経費の一部を補助し、運営の安定、活動の活性化を図る。 ・補助予定 42市町村 215クラブ
	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブを設置(委託・補助を含む)する市町村に対し、クラブ運営経費の一部を補助し、運営の安定、活動の活性化を図った。 ・補助先 41市町村 201クラブ	児童虐待防止ネットワーク設置の促進	12.9%	81.7%	75.0%	A		21年度 100.0%	引き続き、未設置市町村に対して早期設置を働きかける。

【第2章 社会全体での子育て・子育ての支援】

節	主要事業名	平成19年度の事業実績	指標名	基準値	実績値	目標値	目標の達成度	目標達成度がCの場合の主な理由等	最終目標値	最終目標達成に向けた今後の取組み等
				平成16年度	平成19年度	平成19年度			平成22年度	
	子どもと家庭テレフォン相談事業	子育ての不安や悩みを有する保護者や児童本人からの相談に対応するため、中央児童相談所に専任の電話相談員5名を配置し、国民の休日及び年末年始を除く毎日、午前9時から午後8時まで電話相談事業を実施した。	児童相談所相談受付件数 (モニタリング指標)	16年度実績 5,339件	18年度実績 5,422件	19年度実績 5,622件	実績値の経過等 平成19年度から県中児童相談所を新設し四児童相談所体制としたことから、特に県中、県南地域の相談が前年度から比べて増加したことが要因と考えられる。	実績値の経過等	最終目標達成に向けた今後の取組み等 関連事業における今後の取組み 平成20年度夏頃から県中児童相談所一時保護所を設置して一時保護体制を強化する。また、専用電話・メールによる相談を引き続き実施するなど相談体制の充実強化を図っていく。	
	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭への医療費助成事業を行う市町村へ補助を行った(補助率1/2)。 ・利用延べ世帯 77,427世帯 ・補助額 248,579千円	ひとり親家庭医療費助成事業受給資格登録世帯数 (モニタリング指標)	16年度実績 16,725件	18年度実績 18,609件	19年度実績 19,276件	実績値の経過等 制度改正: 平成12年度 父子家庭も対象とした。 平成18年度 扶養義務者の所得制限を設けた。 離婚件数は高位で推移しており、母子家庭の母の所得が一般家庭よりも低いことなどから、今後も登録世帯数は増加すると見込まれる。	実績値の経過等	最終目標達成に向けた今後の取組み等 関連事業における今後の取組み 引き続き、ひとり親家庭への医療費助成事業を行う市町村へ補助を行う。	
	豊かに「いのち」を育む支援事業	1 思春期相談ほっとライン事業 思春期の子どもたちがからだや性について、気軽に相談できる窓口(電話・メール相談)を設置した。 (電話相談:869件、メール相談:413件) 2 産婦人科医による望まない妊娠予防教育事業 産婦人科医等を受診した10代の若者に対し、指導・教育に使用するリーフレットを作成・配付した。 (リーフレット作成部数:4,500部)	10代の人工妊娠中絶実施率 (人口千対)	17.7%	18年度 10.5%	18年度 15.3%	A	※平成19年度実績値については、11月頃に確定する予定。	11.9%以下	10代の人工妊娠中絶実施率は低下してきているものの、全国と比べると依然として高い状況である。 引き続き、10代の望まない妊娠や性感染症を未然に防ぐため、学校、家庭、地域の連携を強化し、子どもの発達段階に応じた正しい知識の普及啓発や個別相談体制の充実等、子どもたちをサポートする環境づくりを行い、次代の親となる10代の子どもたちの健全な育成を図る。
	児童ふれあい交流促進事業	1 年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業 小学校高学年や中・高校生を対象に赤ちゃん講座等を開催するとともに、中・高校生等と乳幼児がふれあうための交流事業を実施し「次世代の親」を育成する。 実施市町村 天栄村、鮫川村 2 親と子の絵本の読み聞かせ事業 親子のふれあいの機会を作るため、乳幼児を持つ親を対象に、講習会の開催、絵本に関わる情報提供などによる絵本の読み聞かせ事業を実施する。 実施市町村 田村市、桑折町、檜枝岐村、飯館村	年長児童の赤ちゃん出会い等事業実施市町村率	6.7%	10.0%	23.4%	C	増加傾向にはあるが、市町村の財政状況の厳しさなどから当初の想定のように実施市町村数が伸びなかったため。	40%	今後とも、事業の周知等の情報提供を市町村に行っていく。 平成20年度実施予定 1 年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業 実施市町村 3市町村 2 親と子の絵本の読み聞かせ事業 実施市町村 6市町村

【第3章 高齢者が心豊かに暮らせる福祉社会の推進】

節	主要事業名	平成19年度の事業実績	指標名	基準値	実績値	目標値	目標の達成度	目標達成度がCの場合の主な理由等	最終目標値	最終目標達成に向けた今後の取組み等
				平成16年度	平成19年度	平成19年度			平成22年度	
第1節 高齢者の尊厳の保持と自立支援の推進	ホームヘルプパワーアップ作戦	訪問介護員の資質向上のための各種研修を行った。 ・初任者研修 修了者数:106名 ・訪問介護適正実施研修 修了者数:277名 ・テーマ別技術向上研修 修了者数:198名	介護保険対象在宅サービスの利用状況	42,870人	48,975人	47,720人	A		20年度 48,585人	各市町村においては、平成17年度に平成18年度～20年度のサービス見込み量を算出し、介護保険事業計画を策定した。県においても、市町村の見込み量に基づき、平成18年度～20年度を計画期間とする第三次介護保険事業支援計画を策定した。 今後とも各市町村において計画に基づき各サービスが適切に提供されるよう、有識者による進行管理懇談会を活用しながら進捗状況の把握・課題検討を行っていく。
	次世代育成・少子化対策推進事業(「仕事と生活の調和」推進企業の認証)	仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業の認証を行った。 ・認証企業:128社(累計)	介護休業制度の利用実績のあった事業所の割合	2.9%	3.9%	11%	C	①家族介護の担い手は多様(父、母、夫、妻、娘、息子)であること。 ②制度が使いにくい、収入が減るなどの理由で介護休業制度ではなく、年休、欠勤、遅刻、早退での対応が行われているケースが多くあると思われること。 ③平成12年度から介護保険制度が導入され、その利用者が増加していること。 などが要因として考えられる。	20%	左記事業の実施により、仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、介護休業制度の利用促進に向け啓発に努める。
	認定調査員等研修事業	要介護認定事務に携わる認定調査員、認定審査会委員、主治医を対象に研修会を開催するとともに、要介護認定担当者連絡会議を開催した。	要介護(要支援)認定者数(モニタリング指標)	17年度実績 74,379人	18年度実績 76,303人	19年度実績 78,907人	実績値の経過等	高齡化の進展や介護保険制度の定着に伴い、要介護(要支援)認定者数は年々増加しており、制度施行時10%に満たなかった認定率(第1号被保険者のうち要介護(要支援)認定を受けている方の割合)は平成20年3月末現在では15%を超えている。 今後とも、高齡化の一層の進展等に伴い要介護(要支援)認定者数の増加が見込まれている。	関連事業における今後の取組み	引き続き要介護認定業務従事者を対象とした研修会等を開催し、要介護認定の公平性・公正性を確保する。

【第3章 高齢者が心豊かに暮らせる福祉社会の推進】

節	主要事業名	平成19年度の事業実績	指標名	基準値	実績値	目標値	目標の達成度	目標達成度がCの場合の主な理由等	最終目標値	最終目標達成に向けた今後の取組み等
				平成16年度	平成19年度	平成19年度			平成22年度	
第2節 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進	高齢者雇用優良企業表彰	<p>高齢者雇用について周知、啓発するため、高齢者の雇用に積極的に取り組む等の功績のあった企業に対する知事感謝状の贈呈を行うとともに、雇用勸奨状の送付を行った。</p> <p>・高齢者の雇用優良企業知事感謝状贈呈 表彰企業 1社 ・高齢者雇用勸奨の実施 雇用勸奨状の送付 1,407社</p>	希望すれば65歳まで働ける企業の割合	21.4%	—	47%	—	<p>※福島県労働局において、平成18年度から当該指標にかかる数値の調査を実施しないこととなった。</p>	100%	<p>「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正（平成18年4月1日施行）により年金の（定額部分）の支給開始年齢の引き上げスケジュールに合わせて、事業主は定年の引上げ又は継続雇用制度の導入等の措置を講じなければならなくなったことから、引き続き事業主に対して高齢者雇用の周知広報を行っていく。</p>
			高齢者雇用率	11.7%	—	12.8%	—		15%	
	シルバー人材センター事業費補助金交付事業	<p>高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを行うため、(社)福島県シルバー人材センター連合会及び県内10シルバー人材センターに対して運営経費を補助した。</p>	シルバー人材センターの会員数	15,526人	14,842人	15,784人	C	<p>シルバー人材センターの退会者はほぼ横ばいで推移しているが、</p> <p>①高齢者雇用安定法の改正により、事業主に65歳までの雇用確保措置が義務化されたことから、定年退職の年齢を迎えても継続雇用される者が増加していること</p> <p>②価値観の多様化により、働くこと以外に生きがいを見いだす高齢者が増えたこと等の要因により、入会者が減少したことが理由としてあげられる。</p>	16,300人	<p>シルバー人材センターの会員数を増やし、シルバー人材センターの活性化を図るため、引き続き、シルバー人材センターに対して運営経費を補助する。また、団体の適正な運営の確保を図るため、「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」に基づく運営指導を実施する。</p>
	うつくしま、ふくしま。健康福祉祭開催事業	<p>高齢者の生きがいづくりや地域・世代を超えた交流の機会を設けることを目的として、スポーツ交流大会・文化交流大会開催やニュースポーツ普及を行った。</p>	健康で元気な高齢者の割合	85.6%	84.5%	87%	C	<p>平均寿命の伸長による後期高齢者の増加に伴い介護を必要とする高齢者の割合が増加しているため。</p>	90%	<p>引き続きスポーツ交流大会・文化交流大会の開催やニュースポーツ普及を行い、更なる高齢者の健康と生きがいづくりの促進を図る。</p>

【第4章 障がい者が自立し社会参加できる福祉社会の推進】

節	主要事業名	平成19年度の事業実績	指標名	基準値	実績値	目標値	目標の達成度	目標達成度がCの場合の主な理由等	最終目標値	最終目標達成に向けた今後の取組み等
				平成16年度	平成19年度	平成19年度			平成22年度	
第1節 障がい者の自立と社会参加の促進	障がい者ケアマネジメント体制整備推進事業	障がい者相談支援(障がい者ケアマネジメント)従事者養成研修及び障がい者相談支援(障がい者ケアマネジメント)従事者現任研修を実施した。 ・養成研修 9月(5日間) 修了者 219名 ・現任研修 11月(3日間) 修了者 40名	ケアマネジメント従事者養成研修受講者数	867人	1,457人	957人	A		1,046人	事業の実施に当たり本研修の修了が要件となるなど重要な位置付けとなっていることから、なるべく多くの人が受講できるよう、また、より良い内容となるよう努める。
	障がい児(者)地域療育等支援事業	在宅の心身障害児(者)及び発達障がい児(者)の地域における生活を支えるため、地域相談支援体制の推進、専門的な相談支援体制の確保並びに身近な地域で専門的な療育指導が受けられる療育支援機能の充実を図った。 実施箇所数 県北 2か所 県中 2か所 県南 2か所 会津 1か所 南会津 1か所 相双 2か所	障がい児(者)地域療育相談件数	1,861件	2,273件	2,070件	A		2,500件	市町村相談支援体制整備の推進及び専門的な相談支援を引き続き行う。市町村、関係機関との連携及び相談支援アドバイザーの専門性の向上に努め、相談支援体制の整備、広域的な相談支援や発達障がい児(者)の支援など市町村での相談体制が未整備な相談について応じる。
第2節 障がい者の地域生活移行の促進	障がい福祉サービス等給付事業	事業実施市町村に対し、費用の一部(1/4)を負担した。 ・平成19年度実施市町村数:52市町村	障がい者に対するホームヘルプサービス実施市町村数の割合	83.5%	86.7%	89.0%	B		100%	引き続き、事業を実施する市町村に対し、事業費の1/4を負担する。
	障がい者(知的・精神)地域生活援助事業	地域の中にあるグループホームで生活を営む障がい者に対して、日常生活における援助(世話人の配置、食事提供等)を行うため、グループホーム事業者のグループホーム運営費を支援している市町村に対して財政的補助を実施した。	グループホーム(知的・精神)・福祉ホーム(精神)入居者数	477人	928人	684人	A		1,186人	グループホームは障がい者を地域に移行させるためには不可欠であるため、今後もグループホーム事業者を支援する市町村に対して財政的補助を実施する。
	障がい者就業ステップアップ事業	障がい者就業サポートセンターを社会福祉法人に委託し、障がい者の就業相談、訓練等のあっせん、事業所の相談等を実施。 ・委託地域:県北・県南・相双 ・職場実習件数:46件 ・就職件数:68件	就業している障がい者数	5,342人	5,855人	6,060人	B		6,300人	障がい者就業ステップアップ事業で委託している障がい者就業サポートセンターにおいて、多様な障がいにあつたきめ細かな支援を行うとともに障がい者の受け入れ事業所の開拓を行い、就業している障がい者数の増加を図る。 なお、障がい者就業サポートセンターは、障がい者の就職件数や職場実習などの実績を積み、厚生労働省委託事業である障害者就業・生活支援センターへの移行を目指す。

【第4章 障がい者が自立し社会参加できる福祉社会の推進】

節	主要事業名	平成19年度の事業実績	指標名	基準値	実績値	目標値	目標の達成度	目標達成度がCの場合の主な理由等	最終目標値	最終目標達成に向けた今後の取組み等
				平成16年度	平成19年度	平成19年度			平成22年度	
第2節 障がい者の地域生活移行の促進	障がい者就業生活サポート事業	県内3か所にある「障害者就業・生活支援センター」に生活支援事業を委託することにより、障がい者が就労するために必要な就業面及び生活面の支援を一体的に行った。 また、知的、精神障がい者及び発達障がい者向けの2級ホームヘルパー養成研修を実施した。	福祉的就労者数(授産・通所授産・小規模作業所の定員数[身体・知的・精神])	2,959人	3,491人	3,244人	A		3,530人	「障害者就業・生活支援センター」の設置数を増やし、障がい者の支援できる範囲を拡大していくよう努める。
	福島県障がい者スポーツ教室開催事業	障害者スポーツ指導者養成研修会を開催した。 ・日時 平成19年8月11日～12日、18日～19日 ・場所 福島市 あづま総合体育館 ・参加者 46名	障がい者スポーツ指導員養成人数	308人	439人	403人	A		516人	引き続き指導者養成研修会を開催し、指導員を養成する。 ・日時 平成20年8月9日～10日、23日～24日 ・場所 福島市 あづま総合体育館 ・参加者 約50名(予定)

【第5章 県民本位の保健・医療・福祉サービスの連携の推進】

節	主要事業名	平成19年度の事業実績	指標名	基準値	実績値	目標値	目標の達成度	目標達成度がCの場合の主な理由等	最終目標値	最終目標達成に向けた今後の取組み
				平成16年度	平成19年度	平成19年度			平成22年度	
第1節 保健・医療・福祉を支える人材の養成・確保	ナースセンター事業	潜在看護職員の再就職を促進するため、看護師等無料職業紹介事業を実施した。 ・ナースバンク登録者数:857名	看護職員数(人口10万対)	16年 1040.9人	18年 1099.3人	18年 1167.8人	C	平成18年の就業者数については、産婦人科の廃止等による病院に勤務する助産師数の減少や、病院に勤務する准看護師が減少している状況が見られる。	22年 1299.2人	今後も看護職員の養成・確保を図るため、左記事業をはじめ、民間看護師等養成施設に対する運営費補助等の各種対策を総合的に推進する。(隔年調査のため平成19年データなし)
	理学療法士等修学資金貸与事業	リハビリテーション実施体制の充実のため、本県出身者で理学療法士、作業療法士、診療放射線技師養成施設に在学する計46名に対し修学資金を貸与した。	理学療法士数(人口10万対)	16年 18.3人	18年 22.6人	18年 30.7人	C	県内における養成数が少ないため。	22年 55.4人	リハビリテーション実施体制の充実のため、修学資金の貸与等により、医療従事者の養成確保を図る。
			作業療法士数(人口10万対)	16年 14.6人	18年 18.3人	18年 21.5人	B		22年 35.4人	
第2節 保健・医療・福祉サービスの総合化の推進	イグドラシル・プランに基づくホームページ維持・管理	保健福祉部内各グループにおいてホームページを開設し、保健・医療・福祉に関する情報提供を行った。	県の保健・医療・福祉関係ホームページへのアクセス件数	288,757件	387,237件	434,379件	B		580,000件	引き続き、利用者にとって分かりやすく、使いやすいホームページの提供に努める。
第3節 生涯にわたる健康づくりの推進	食環境整備事業	食環境整備事業を通し、食に対する意識の普及啓発を図った。 ・うつくしま健康応援店登録数 H20.3月現在 231店	食生活に注意し、質・量ともにきちんとした食事をとっている者の割合	15.6%	18年度 17.5%	18年度 19.2%	B		20.0%	引き続き食環境整備事業を実施することにより食育推進体制の整備を図り、総合的な健康づくり活動を推進していく。
第4節 安心できる医療の確保	訪問看護ステーションの設置促進	1 訪問看護師養成講習会を実施し、訪問看護に従事する看護師等の確保に努めた。 ・受講者 18人  2 訪問看護ステーション及び医療機関に勤務する看護師が、相互の専門性を理解し最新の知識を学ぶことにより、訪問看護の充実及び適切な退院支援を行うことを目的に研修会を実施した。 ○訪問看護ステーションに勤務する看護師研修 受講者 26人 ○医療機関に勤務する看護師研修 受講者 30人	訪問看護ステーション数	119か所	115か所	133か所	C	事業採算がとれずに廃止に致る事業所があることや看護師の確保、定着が困難なこと等があげられる。	20年度 137か所	引き続き、研修会等を実施し、訪問看護に従事する看護職員の確保と資質の向上に努める。